

【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件名：総合自治会館跡地等の活用に係る土地利用方針（案）の策定について

日時：令和元年 11 月 12 日（火） 11：03～11：10

場所：第3庁舎 18階 大会議室

●付議理由

総合自治会館跡地等について、周辺地域の抱える課題や地域ニーズ等をふまえ、跡地等の活用に係る土地利用方針を策定することにより、地域の活性化や賑わいの創出を図るため。

●付議概要

総合自治会館跡地等の活用に係る土地利用方針（案）の策定について

1 土地利用の基本的な考え方

- ・緑豊かな居心地のよい空間の創出や、多世代が集い、交流し、多様なアクティビティ（活動）を促す空間として活用し、地域の課題解決や賑わいの創出・魅力の向上を図る。
- ・災害時のリスクに対応するためオープンスペースを確保する。
- ・民間活力により整備・運営を行うこととする。
- ・共同化事業は実施しないこととする。

2 導入機能

- ・賑わい、交流ゾーン
多世代交流、多様なつながり、居場所づくりに資する機能を持つ賑わいを創出する施設を整備する。
- ・広場、うるおいゾーン
ニヶ領用水を身近に感じられる芝生広場など、緑豊かで居心地がよい空間とする。
- ・円滑な移動動線の確保
安全で円滑な通行環境を確保する。

3 事業スキーム

- ・事業提案をプロポーザル方式によって募り事業者を選定する。
- ・事業期間は20年程度とする。

●主な意見等

関係局が連携しながら、地域住民への説明を丁寧に行う。

●結論

案のとおり了承。